

【R8.6改正】 A2 京丹波町訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位		
種類	項目						
A2	1321	訪問型独自サービス13	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	3,727	1月につき		
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合 ※1月につき3,727単位の範囲内で算定		1回につき		
A2	2511	訪問型独自サービス22				(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	287
A2	2621	訪問型独自サービス23				(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合 179
A2	1411	訪問型独自短時間サービス				(二)所要時間45分以上の場合 220	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	(3)短時間の身体介護が中心である場合	163			
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	37単位減算	-37	1月につき	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合 高齢者虐待防止未実施減算		1回につき		
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22				(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	3単位減算 -3
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23				(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合 2単位減算 -2
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間				(二)所要時間45分以上の場合 2単位減算 -2	
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間	(3)短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算 -2			
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援2(週に2回を超える程度)	37単位減算	-37	1月につき	
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合 業務継続計画未策定減算		1回につき		
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22				(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算 -3
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23				(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合 2単位減算 -2
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間				(二)所要時間45分以上の場合 2単位減算 -2	
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間	(3)短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算 -2			
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等 にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算	1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算	1月につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15%加算	1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	1月につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10%加算	1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	1月につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数			所定単位数の 5%加算	1回につき	

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位加算	200
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(1)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算	50
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 1	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の270/1000 加算	
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の287/1000 加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 1		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の249/1000 加算	1月につき
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 2		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の266/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の207/1000 加算	
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の170/1000 加算	

新設
 変更